

様式5

国立大学法人島根大学物品・役務等契約監視委員会(第10回)議事概要

開催日及び場所	令和2年9月9日(水) 国立大学法人島根大学 本部棟3階特別会議室	
出席委員	○委員長 千家 充伸 (島根大学 監事) ○委員 中野 俊雄 (島根県行政書士会理事・総務部長 行政書士) 山根 朋洋 (公認会計士)	
審査対象期間	令和元年10月1日 ~ 令和2年3月31日	
個別審査案件	6件	○議事 (1) 審査内容及び個別審査対象案件抽出結果について (2) 個別審査対象案件の審査について
一般競争入札	件	
最低価格方式	6件	
総合評価方式	件	
指名競争入札	件	
最低価格方式	件	
総合評価方式	件	
随意契約	件	
企画競争	件	
公募	件	
競争性のない随意契約	件	
不落随意契約	件	
委員からの意見・質問とそれに対する回答等	別紙のとおり	
委員会による意見の内容	指摘すべき重大な事項は認められない。	

質問・意見	回答
<p>1) 島根大学(医病)医療ガス設備保全業務 【一般競争入札(最低価格落札方式)】 (施設企画課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3カ年契約にした理由は何か。なぜ1年又は5年ではだめなのか。 ・入札参加資格に「契約実績一覧及び契約実績を称する書類」とあるが、他の契約の場合でも必要としているのか。 ・見積書を徴取した他の2者はなぜ入札しなかったのか。 ・落札者は、既存設備のメーカーと関連があるか。 ・本設備は医学部・附属病院(出雲キャンパス)の設備であるが、医学部会計課ではなく、財務部施設企画課(松江キャンパス)で契約を担当しているのはなぜか。 ・予定価格調書作成にあたり参考見積書を徴取しているが、客観的な市場調査はしていないのか。 ・医療ガスを取扱うので特殊性の高い業務であると考えられるが、LPガス等を扱う一般的な業者等では難しいのか。 ・医療ガスを扱う設備の保全業務ということで、資格者が居ればいいのか、または会社として何らかの認可が必要であるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・単年度と3年契約については検討を行い、業者の諸経費削減や本学における契約事務の業務削減が見込まれること等が理由である。なお、5年契約になると、労務単価変動のリスクが高くなり、参加業者が少なくなることが懸念される。 ・前回の本委員会において指摘を受けたもので、実績を確認するようにしたものである。他の部署における契約の場合も統一の取扱いとしたものである。 ・資格を持つ業務責任者を置くことを条件としているため、人員配置ができなかったのではないかと推測している。 ・関連がある。 ・以前は出雲キャンパスにも財務部施設整備課があったが、その後の事務部再編により、現在は医学部会計課施設管理室となっている。金額が大きい契約は財務部施設企画課で担当することとしている。 ・参考見積書を徴取の際ヒアリングを行い内容について精査しており、適正なものと考えている。 ・診療や手術のための酸素、窒素、圧縮空気等を扱う設備の業務であり、事故があった場合は患者への影響が大きいため、通常の業者では難しいと考えている。 ・入札参加資格として、会社には「医療関係サービスマーク認定証」を求めており、仕様書には「医療ガス保安管理技術者」を配置することとしている。

<ul style="list-style-type: none"> ・認定証を取得している業者は島根県、山陰には少ないのか。 ・病院には医療ガス安全管理委員会を置くこととなっていると思うが、その委員会に業者選定に関する意見を聞くことはあるのか。 <p>2) 島根大学（川津）警備業務 【一般競争入札（最低価格落札方式）】 （施設企画課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役務等の概要「警備内容」について「常駐警備」と「常駐監視」の違いは何か。 ・3年契約とした理由は何か。 ・競争参加資格のD等級が含まれていない理由は何か。 ・予定価格調書作成にあたり考え方を説明していただきたい。 ・2回目の入札で辞退しているが、辞退の理由は聞いているか。 ・月額払いとした理由は何か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地元の業者も取得していることを確認している。 ・委員会に業者選定についての意見は聞いていない。仕様書策定に関して必要があれば意見を聞くことはできる。また、業務報告書を委員会に提出することとなっており、報告書の内容については、委員会が確認している。 ・「常駐警備」は警備員が常駐して警備することであり、「常駐監視」は24時間中央監視盤を監視することである。 ・前出の医療ガス保全業務の場合と同じ理由である。加えて本学の常勤職員である警備員がこの3年で定年退職になることから、次の契約においては大幅な仕様書の見直しが必要であることを考慮した。 ・予定価格概算額によりA等級に格付けされている者となるが、規則に基づき、2級下位の等級（B、C）を加えたため。 ・ほとんどが人件費であり、本学で積算したものと、参考見積書の聴取の際にヒアリングを行い、内容について精査したもので、比較を行い適正に算出している。 ・1回目の入札金額で他者との差が大きかったため辞退したのではないかと考えている。 ・ほとんどが人件費であり、実績に基づき月々で払うべきであると判断した。また、月々の業務完了を確認後に支払いを行っている。
--	---

・「平日業務Bが年間20日に満たなかった場合は、・・・」との注意書きがあるがこれは何か。

・入札回数に制限はあるか。

・前年度までの金額と比較してどうか。

・大学の積算価格と業者の参考見積価格で大きな差が出る要因はなにか。

3) 医薬品 I (R02.04.01~R03.03.31)

【一般競争入札（最低価格落札方式）】

(医学部会計課)

・各品目すべてにおいて応札者は1者であるが、複数者の応札はできないのか。

4) 島根大学医学部附属病院その他建物清掃・塵芥処理等業務

【一般競争入札（最低価格落札方式）】

(医学部会計課)

・業務は特殊性が高いと思うが、どのような要件を課しているか、履行できることを証明するものとして何が必要か。

・入札経過において1者が抜けた理由は何か。

・2年契約とした理由は何か。

・本学の常勤職員が取得する有給休暇20日を見込んで契約しており、毎年の有給休暇取得実績に基づき最終月に清算することとしている。

・役務については制限はないが、工事については公告の中で原則2回としている。

・人件費（労務単価）がアップしており、金額は上がっている。

・労務単価の違いであると考えられる。

・取扱い自体はできるが、落札の見込がない品目については、あえて入札してこないのが現状である。

・医療法、同法施行規則に定める基準を満たすことを証明する書類及び600床以上を有する病院の清掃業務実績を有することが必要である。

・600床以上の病院での実績があり、履行できる業者ではあったが、業務量や人件費を検討した結果、履行できないと判断したのではないか。

・人件費が変動するため長期の契約は難しいが、契約手続きの合理化、効率化を考慮し、2年程度が妥当と判断した。

・参考見積価格は、実際の入札額より高くなっているのは不自然ではないか。

・清掃と塵芥処理を分けて契約してはどうか。

・松江キャンパスにおける「産業廃棄物の収集・運搬及び処分」との違いは何か。

・契約書の委託料金月別内訳はどのように決めているか。その妥当性はどうか。

・今後、競争に参加する事業者は出てくるか。随意契約になってしまうのではないか。

5) セキュリティシステムログによるサイバー攻撃リアルタイム監視サービス業務

【一般競争入札（最低価格落札方式）】

（経理・調達課）

・前回の契約者はどこか。

・情報システムセキュリティ業者は多数あると思うが、1者しかきていないのは不自然ではないか。この分野においてはもっと競争があってもよいと考える。

・予定価格算出に関する市場調査の方法についてより工夫が必要ではないか。

・この契約の入札参加資格にある「請負が可能であることを証明する書類」とはどのようなものか。

・参考見積価格はあくまでも業者としての希望価格である。

・以前検討したことはあるが、非効率であるとの考えから見合わせた経緯がある。

・出雲キャンパスには焼却炉があるので、一般廃棄物は焼却処分している。感染性廃棄物については回収・分別まで行い、処分は別途契約により行っている。産業廃棄物についても別途契約している。

・内訳を業者に提出させ、精査したうえで決定し契約書を作成している。

・業務量等を勘案すると単体での参加は難しいかもしれない。

・前回の契約も今回の落札業者と同じである。

・本来なら複数入札があってもおかしくない仕様書となっている。入札関係資料配布業者は複数者あり、それらの業者にヒアリングを行ったが、他の業務の都合により本学の入札に対応する人員が確保できなかったとのことであった。

・検討する。

・この契約案件では「履行誓約書」、「代理店証明書」等である。

・業務の実施状況について、完了確認はどのように行うのか。

6) 島根大学松江キャンパス一般廃棄物の収集・運搬並びに産業廃棄物の収集・運搬及び処分(単価契約)

【一般競争入札(最低価格落札方式)】

(経理・調達課)

・事業者は複数あると思うがこの2者の競争しかないのか。

・産業廃棄物の収集・運搬及び処分に係る契約書を見ると、最終処分先として他者も複数入っている。

・一般廃棄物と産業廃棄物を分けて契約は可能か。

・単価ベースでの契約であるが、入札時の総額の算出方法はどのようにするのか。

・2者以外で対応可能な業者は他にもあるか。

・なぜ応募しないのか。

・数量も多いか。他の事業所と兼ねて回収するのは難しいのか。

・定期的に状況報告書、ログが正常かどうかの証明をもらい、現場において検査を受けている。

・本件は毎日の収集であり、収集車の台数、人員等がある程度必要なため、本学の業務以外の他に契約している請負業務を考慮したとき、できるところは限られているのではないかと考えられる。スポット契約では他者も参加している。

・産業廃棄物の収集・運搬及び処分に係る契約書は法令によって記載内容が決められており、その中に最終処分の場所等に関する記載が必要なため、産業廃棄物の種類に応じた最終処分先の情報が記載されている。

・年間を通して毎日回収を行う一連の契約であるため、同一業者と契約する方が効率的である。

・「入札単価」×「本学が仕様書で示した予定数量」で算出した一般廃棄物、産業廃棄物のそれぞれの金額を合計して算出することとしている。

・県の産業廃棄物処分に係る認可があれば可能である。

・県や市など他の事業所も多数あり、本学の業務以外の他に契約している請負業務を考慮したとき、できるところは限られるのではないかと考えられる。

・数量1回あたりの収集量はかなりの量であり難しいと思われる。

・この契約の参加資格の「迅速なアフターサービスの体制」とは何か。

・契約書について、一般廃棄物と産業廃棄物では書式が違うのはなぜか。

・最終処分までの処理過程を証明（アフターメンテナンス証明）するものを提出してもらっている。

・産業廃棄物の契約書については法令で特別な記載事項（法定記載事項）が決まっており、本学の一般的な契約書様式が使えないためである。